



# 佐賀県公報

平成16年  
1月21日  
(水曜日)  
第12406号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

- 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更 (四三・長寿社会課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更 (四四・" ) 一
- 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更 (四五・" ) 一
- 漁船損害等補償法施行令に基づく指定漁船調書の縦覧 (四六・漁政課) 一
- 松浦川水系上流圏域河川整備計画 (河川砂防課) 二

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第四十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十六年一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

児童居宅介護	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
ヒューマンサポートセンターさが				
旧	新	旧	新	
佐賀郡東与賀町大字下古賀九〇五番地一	佐賀市神野東四丁目七番二一號	佐賀郡東与賀町大字下古賀九〇五番地一	佐賀市神野東四丁目七番二一號	平成一五・一二・一

### ●佐賀県告示第四十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十六年一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

身体障害者居宅介護	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
ヒューマンサポートセンターさが				
旧	新	旧	新	
佐賀郡東与賀町大字下古賀九〇五番地一	佐賀市神野東四丁目七番二一號	佐賀郡東与賀町大字下古賀九〇五番地一	佐賀市神野東四丁目七番二一號	平成一五・一二・一

### ●佐賀県告示第四十五号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十六年一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

知的障害者居宅介護	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
ヒューマンサポートセンターさが				
旧	新	旧	新	
佐賀郡東与賀町大字下古賀九〇五番地一	佐賀市神野東四丁目七番二一號	佐賀郡東与賀町大字下古賀九〇五番地一	佐賀市神野東四丁目七番二一號	平成一五・一二・一

### ●佐賀県告示第四十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一

項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり届出事項を公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二のとおり縦覧に供する。

平成十六年一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

一 届出事項

加入区名	発	起	人	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合名
	住所			
佐賀市加入区	佐賀市西与賀町大字相応津一〇〇	江上 義孝	佐賀市漁業協同組合	
	佐賀市嘉瀬町大字十五一五三六	俵 貞彦		

二 指定漁船調書の縦覧

加入区名	縦覧期間	縦覧場所
佐賀市加入区	告示の日から起算して十五日間	佐賀市漁業協同組合

○ 公 告

松浦川水系上流圏域河川整備計画を策定したので、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第6項の規定により公表します。  
 なお、武雄土木事務所総務課及び土木部河川砂防課において閲覧することができます。

平成15年1月21日

佐賀県知事 古川 康

購読料 一か年六、八〇〇円(送料共)  
 申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年一月二十一日印刷及び発行  
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
 印刷所 西部印刷企画(株)